

提言

新時代を拓く社会教育

～若者の力を活かす前橋モデル～

令和3年5月31日

前橋市社会教育委員会議

目次

はじめに	1
第Ⅰ章 若者	3
1 若者の力を活かす仕掛け	3
2 「地域寺子屋」事業の仕掛け	4
3 特定非営利活動法人 Next Generation の取組	4
4 前橋市高校生学習室と社会教育	6
第Ⅱ章 高校生	7
1 これからの教育の在り方を示した中央教育審議会の答申から	7
2 学習指導要領の改訂から	7
3 「社会に開かれた教育課程」の実現	7
4 各学校段階における「カリキュラム・マネジメント」の実現	7
5 地域との協働による高等学校教育改革推進事業	8
6 前橋市立前橋高等学校と群馬県立前橋高等学校の実践から	8
7 社会教育委員会議としての提言に向けて	9
(1) 高等学校としての取組	9
(2) 地域社会の高校教育改革との協働体制の推進	10
第Ⅲ章 公民館	11
1 「平成 30 年度・令和元年度 前橋市公民館運営審議会答申書」	11
2 「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」と社会教育	11
3 公民館への期待	12
4 基本を押さえ、新しい動向を踏まえた公民館	14
おわりに	15
1 社会教育の前橋モデル構築に向けて	15
2 これからの社会教育の視点～まじりあう学び～	15
3 個別最適な学習者本位の学育のまちへ	16
巻末資料	17
平成 29 年度～令和 2 年度 前橋市社会教育委員会議 会議日程	17
平成 29 年度・30 年度 前橋市社会教育委員会議 委員名簿	20
令和元年度・令和 2 年度 前橋市社会教育委員会議 委員名簿	20
提言書執筆委員	20

はじめに

日本社会は、2005 年以降、人口減少時代が到来し、人生 100 年時代と称される超高齢化が加速する中、新時代の社会の方向性として、「第 4 次産業革命」、「Society5.0」が提唱されるなど、社会の大きな変革が進もうとしています。地域社会においては、地方財政の悪化、地域コミュニティの崩壊と互惠活動の人的資源の減少、全世代にわたる社会的孤立化など、深刻な課題に直面しています。また、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴って「ウィズ・コロナ」の働き方や生活様式も広がってきています。

一方、世界に目を向ければ、「持続可能な開発目標」(SDGs) が 2015 年に「国連持続可能な開発サミット」にて採択され、誰一人として取り残さない「包摂性」、すべての構成員が当事者としての役割を備える「参画性」、経済・社会・環境の 3 分野すべてに統合的解決の視点をもって取組む「統合性」を有する社会の実現が国際社会共通の目標として定められるとともに、SDGs を受けた「あらゆる人々の活躍の推進」(日本政府 2016「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」) が求められることになりました。こうした社会を取り巻く新潮流のもと、社会教育も、「一人一人がより豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくり」(中教審答申 2018 年) の実現に向けて、『社会教育』を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり(同上) を推進することが求められています。

学校教育現場においては、新学習指導要領が、2017 年 3 月に公示され、小学校では 2020 年度から、中学校では 2021 年度から全面実施されますが、その中で、基本的な考え方の柱の一つとして「社会に開かれた教育課程」の推進が求められています。学校と地域社会が連携・協働することで、学校を核とした地域づくりを進めることになりました。また、高等学校では、新高等学校学習指導要領を踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」や「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」のもと、地域振興の核としての機能強化を図ることになりました。

社会教育は、今後も、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現」(教育基本法第 3 条) を図っていく使命を担っています。近未来の人口減少社会、超少子高齢化、人生 100 年時代の大きな変化の中にあって、社会教育は、若者から高齢者まで、学びや互惠活動を通して交流しあった地域住民の主体的参画(異世代間協働まちづくり)による「地方創生」の推進が期待されています。この学びを通じた異世代間協働まちづくりは、前橋市の社会教育がモデルとして目指すところでもあります。

前橋市社会教育委員会では、「地域づくりに生かす社会教育」(2007 年) の提言書において、「個人の学びを地域に還元・循環させて、まちづくりに生かすことが自分づくりにも生かせる」というモデルを掲げました。それ以降、「社会教育を推進するための人材の発掘と養成」(2011 年)、「社会性を育む社会教育」(2015 年)、「公民館の『専門性』と『越境性』について〔以下略〕」(2017 年)などの各提言を通して、個人個人の社会性を育んだり、地域の人的資源を活用したりして、地域住民が地域にかかわっていきこうとする気持ちを喚起させるような仕掛けを模索してきました。特に前回の提言(2017 年)において、地域住民一人一人が様々な地域課題を学べる場を設け、個々の学びを結びつけ、その学びの成果を地域づくりに還元・活用する機会を組織的にファシリテートする、地方創生時代の社会教育の「学びの越境化・協働化」、「学びの可視化と活用」の可能性や必要性などを指摘し得たことは、前橋市の過去十年來の「学びのありかたとしての前橋の仕掛け」の提言内容を SDGs の視点から磨き上げた感があり、誠に有意義でした。このように、上掲の 2007 年～2017 年の提言書を概観すると、各提言に掲げた「学びのありかたとしての前橋の仕掛け」の積み重ねが、前橋市が目指すべき社会教育のモデル(前橋モデル)を模索していくプロセスとなっていたことに気付きます。

今回の提言書(2021 年)にあたって、この「前橋モデル」の構築を念頭に、SDGs の視点から、地域づくりにすべての世代が誰一人として残らず参画しあう「異世代間協働まちづくり」について議論する中で、若者の社会教育参画が全国的に薄いことに注目し、「地域と学校の連携」「まちづくりにお

ける若者の活用」などをテーマとして、先進地の高校・大学・NPOなどの研究・討議を重ねることになりました。

そこで、前橋市社会教育委員会では、今般、社会に開かれた教育課程のもと、学校と地域社会が連携することによる地域づくりが進められている現状に鑑み、学校と地域の一体化・まちづくりと社会教育のリンクするところについて検討するため、静岡県富士市立高等学校、前橋市立前橋高等学校の先生に取組事例などを紹介していただき、高校の活動をどのようにシステム化していくか、学校教育を通じた、より良い社会づくりのためのカリキュラムはいかにあるべきか、などについて検討しました。

また、共愛学園前橋国際大学の大森昭生学長からは、群馬県内の高等学校の「探究学習」の特色ある事例についてご報告いただき、高等学校が「探究学習」を通して、地域住民・地域自治体・産業界が連携・協働して地域課題の解決に積極的に取り組んでいる現状についての知見を深めることができました。

一方、群馬大学・共愛学園前橋国際大学・群馬医療福祉大学などの大学生を活用した前橋市の社会教育の実践例、特定非営利活動法人「Next Generation」（小高広大理事長）の取組事例など、前橋市の種々の「若者による地域づくり」のありかたを分析し、高校・大学・NPOとの連携のありかた、人的資源の育成とネットワーク事業の模索などの可能性について協議を積み重ねました。

本提言では、こうした検討・協議の成果を踏まえ、今までの提言から前橋市が目指すべき社会教育のモデル（前橋モデル）に、「若者」という要素を取り入れて提言いたしました。提言内容が予測困難な時代の前橋市の社会教育を展望する指針となりましたら幸甚です。

第Ⅰ章 若者

1 若者の力を活かす仕掛け

若者も高齢者も、SDGs の視点から、共に地域課題解決に向けて連帯しあい、「地域創生」を推進する新時代の前橋市独自の社会教育（前橋モデル）を構築する鍵は、得てして等閑視されがちな「若者の力」を地域課題に対応する活動にどのように積極的に取り入れるかにあると考えられます。

前橋市社会教育委員会では、2007 年 5 月の「地域づくりに生かす社会教育」の提言書において、個人の学習成果を地域づくりに循環させ、個人の生きがいくつくりと地域づくりを両立させる「仕掛け」の重要性を主張しました。この提言書以降、第 1 期前橋市教育振興基本計画においても、「社会の要請や地域課題に対応するため『学び』と『地域づくり』を有機的に結合させる」ための「3 つの仕掛け」として、「子育てを支援する仕掛け」、「公民館という仕掛け」、「学びを身に付けた人々からの仕掛け」が掲げられ、基本施策として、「本施策による学びを身に付けた地域住民を養成・発掘し住民自らがその成果を社会に還元すること」、「市に現存する高等教育機関等との連携により、社会全体が活力を維持していく『循環型社会』の構築」を目指すことになりました。特に、前橋市は、前橋市立前橋高等学校・前橋工科大学・共愛学園前橋国際大学・群馬医療福祉大学・群馬大学などと緊密に連携しあい、各高校・大学の人的資源を活用した各種事業を実践してきましたが、今後は「若者の力を活かす仕掛け」の創出が、小・中・高・大学生から高齢者にわたる「異世代間協働まちづくり」を推進する、将来の「前橋モデル」を実現する点からも期待されることです。

ここで注目したいのは、特定非営利活動法人「Design Net-works Association」（略称 DNA、以下同じ）の活動です。DNA は、「若者の社会体験支援」を目的に、大宮登氏（高崎経済大学名誉教授、DNA 代表顧問）が 2004 年に創始した組織です。その設立の経緯と具体的活動は、同氏の論文「地域づくりに関する基礎的考察ー若者社会活動支援 NPO 法人の事例を通して」（『高崎経済大学論集』第 47 巻第 4 号、2005）に詳述されていますが、特に DNA が、大宮氏が自ら『「地域課題に対応した社会教育」の教育実践』と説くとおり、「社会教育」の視点から、若者が多くの社会人と交流し、社会活動に参画し、地域課題解決に取り組むことで人間的成長を図ることを支援する活動を行っている点が先駆的であり、大変貴重です。近年、大宮氏は、群馬県生涯学習センター主催の「課題解決支援講座」Ⅰ部「若者の発想を生かしたまちづくり編」第 1 日目（2016 年 7 月 16 日）に「地域づくりを担う人材育成」と題する講演を行うとともに、同センター発行の『生涯学習ぐんま』第 51 号（2017 年 3 月）に「地域課題に対応した社会教育～多世代につながる地域づくりに向けて～」と題する論考を寄稿していますが、「高齢社会のもっとも重要な課題の一つ」である「コミュニティの再構築」について述べた「おわりに」の中で、

私が取組んできたこれらのプロジェクトは、学生の成長を願い、個人社会の負の要素を乗り越えるための活動として、多くの成果を得てきたと自負している。しかも、学生だけではなく、活動に関わって支援してくれた地域の人々も共に成長していることも多い。そこでは、地域課題に対応した社会教育が実践されていると言えるのではないだろうか。学生とともに、多世代がつながって地域づくりを実践することが、地域コミュニティの新しいつながりを生みだしている。

というように、「学生」が地域課題に対応する活動を「支援してくれた地域の人々も共に成長していること」が社会教育そのものであり、そうして「学生とともに、多世代がつながって地域づくりを実践すること」が崩壊に瀕する「地域コミュニティ」の「再構築」につながることを強調されます。長年の間「学生の成長」を願って非営利活動を実践してこられた大宮氏ならではの卓説です。「学生」とともに、「多世代」の人々が地域課題に取り組むこと（異世代間協働まちづくり）によって、「共に成長」する機会が与えられ、共に「新しいつながり」が生みだされていく、良き「互恵性」「循環性」は、前橋市の「若者の力を活かす仕掛け」の目指すところでもあります。今後も、DNA の活動は「若

者の力を活用した仕掛け」の考察する上でも目が離せないのです。

2 「地域寺子屋」事業の仕掛け

前橋市の社会教育において、「異世代間協働まちづくり」につながる「若者の力を活かす仕掛け」の実践事例として注目されるのは、「地域寺子屋」事業です。前橋市教育委員会主催の同事業は、中学生への学習支援・居場所づくりを目的として前橋市内 19 会場の公民館などで週 2 回実施されています。各会場には、教員 OB 1 名、大学生ないし地域ボランティアのサポーター 2 名が配置され、中学生の自主学習（予習・復習・テスト準備・入試対策など）を見守り、必要に応じて指導・助言・相談を行っています。学習サポーターの大学生が、長年の教育実践を重ねた教員 OB の指導者とともに「地域寺子屋」の支援活動を担うことで、中学生の学習状況の把握、生徒と関わる実践的な力の向上、教員や地域ボランティアとのネットワークの拡大など、教員として備えるべき資質・能力・見識などを育める点（「地域寺子屋」事業「執務日誌」等参照）は、「若者・大人も子供・地域のためにできることを考え、自己実現」につながる「学び合いを通じた社会的包摂」（文部科学省 2016 『『次世代の学校・地域』創生プラン』）の典型であり、前橋市独自の「若者の力を活かす仕掛け」の成功事例として評価できるでしょう。

この「地域寺子屋」事業には、夏の地域寺子屋「寺子屋プラス」や学習支援・体験事業「SUPER 寺子屋」などの延長企画があります。例えば、令和 2 年度「寺子屋プラス」の「実施要領」の「目的」の項には、

- (1) 休校が続いた中学生に対し、学習の支援と居場所づくりを行う。
- (2) 大学生を中心にプログラムの企画立案を行ってもらい、地域の子どもたちの学習支援を通して地域貢献と本人の成長の機会とする。
- (3) 地域ボランティアの力を借り、教員の負担軽減と地域づくり推進の面から地域で子どもを育てる仕組みの一助とする。

とあり、「寺子屋プラス」の事業が「地域で子どもを育てる仕組みの一助」（傍線部 3）として「中学生に対し、学習の支援と居場所づくりを行う」（傍線部 1）ものであり、その実施にあたっては、一歩踏み込んで、「大学生を中心にプログラムの企画立案を行ってもらい」（傍線部 2）、「地域の子どもたちの学習支援を通して地域貢献と本人の成長の機会とする」（同上）と明記する点には、若者が地域課題と対応する事業に参画することで活性化してほしいとの願いと、「若者の力を活かす仕掛け」を創出しようとする工夫が見られるのです。確かに、「寺子屋プラス」事業に参画した大学生の手記などには、「地域のあたたかなつながり」、「自分たちで企画し、必死に運営する素晴らしさ」、「いろいろなプログラムを 2 人で協力して企画段階から考え、指導内容も相談しながら作り上げました」、「教職を目指す身としての成長、スキルアップにもつながった」、「教員 OB の諸先輩からも、経験談を含めいろいろなアドバイスをいただくことができ、とてもプラスになりました」など、「参画」「成長」「つながり」への喜びの言葉が記されており、本事業が「若者の力を活かす仕掛け」を備えていることが窺われるのです。

このように、前橋市は、若者が、教員 OB というメンターと共に地域課題に対応する事業に参画することで、人間として成長し得る機会が持てる「地域寺子屋」事業の「仕掛け」の意義を再発見・再評価し、「前橋モデル」として磨き上げていくことが求められるのではないのでしょうか。

3 特定非営利活動法人 Next Generation の取組

「若者の力を活かす仕掛け」として想起されるは、特定非営利活動法人「Next Generation」（以下「Next Generation」）（前橋市）の県内初の先駆的事例でしょう。

2016 年 11 月、群馬県立高崎高等学校 3 年生であった小高広大氏（現・慶應義塾大学在籍、「Next Generation」理事長）は、若者の人材育成を目的とした「Next Generation」を設立しました。この取組は、2016 年 11 月 24 日付『上毛新聞』に「NPO 法人化へ総会 高校生世代が団体発足」と報じら

れ、地域課題解決と地方創生を目指して、小高氏ら群馬県高校生会議のメンバーが母体となって NPO を設立する経緯が紹介されました。また、群馬県生涯学習センター発行の『生涯学習ぐんま』第 51 号（2017 年 3 月）の巻頭言（高橋宏明氏）の中でも、次のように「Next Generation」設立の意義について触れています。

高校生らが主体となっているこうした取組は、全国でも少なく、県内でも初だそうである。今年度、当センターの課題解決支援講座では、「若者の参画する地域づくり」を取り上げ、高校生会議の代表者にも取組内容を発表してもらった関係もあり、特に目にとまった記事である。地域課題の解決に向けた取組に多くの高校生が参加していくことを期待したい。（中略）高校生会議のメンバーのように、自ら社会参画の場を求めて活動する若者もいる。高校生以上になれば、社会的課題に目を向け、考え、解決に向けて活動する力は十分備えている。意識を喚起し、行動を促す役割にも、社会教育は目を向ける必要がある。

この巻頭言に示された、「高校生会議のメンバーのように、自ら社会参画の場を求めて活動する若者もいる」からこそ、若者の「意識を喚起し、行動を促す役割にも、社会教育は目を向ける必要がある」という考え方は、「若者の力を活かす仕掛け」の発想源として重視しなければならないでしょう。

小高氏を理事長とする「Next Generation」の設立メンバーは、「ふるさと群馬を、群馬に暮らす高校生を活性化すること」を目標にして活動している県内高校生で組織された任意団体の「群馬県高校生会議」のメンバーでした。小高氏らは、「群馬県高校生会議」を拠点にして、群馬の地域課題解決に関わっていく機会を創出すべく、「高校生ふるさと開発会議」や「18 歳から考える僕らの未来」をテーマとするディスカッションイベントを開催したり、「ハイスクールバンドフェス in MAEBASHI」や小・中学生や高校生がアプリ開発をする「アイディアソン・ハッカソン」など各種の地域参画型イベントを精力的に企画・運営したりする中で、安定した活動を維持するための法人格を備えるべきことを痛感し、「Next Generation」発足に至ったといいます。

「Next Generation」の「定款」に記された目的には、

この法人の活動目的は、その事業を通じ、地域価値創造のための活動を自立的に行える地域社会の実現を目指すことである。

2 当法人は、本条第 1 項に掲げる地域社会を実現するために、地域の若者に対して事業支援、協働や人材育成のための取組を行い、次世代の地域社会づくりを担う人づくりに寄与する役割を担う。

3 当法人は、本条第 1 項に掲げた目的を達成するため、優秀な人材が集い、交流し、常に創造的な活動ができる法人として存在することをその目標とする。

とあり、傍線部のように「地域価値創造のための活動を自立的に行える地域社会の実現」、「次世代の地域社会づくりを担う人づくり」を唱えています。また、その組織は、事務局と事業局から成り、活動メンバーは、中・高校生から大学生までの 40 名程度で構成され、会社経営者や市民活動支援などの社会人からの助言も受けながら、

- ・ひとり親家庭の小学生・中学生に向けた集団の学習指導や個別の学習支援
- ・中学生、高校生向けの将来設計支援事業としてのボードゲームを活用したライフデザイン講座や社会解決活動の支援・地域と若者の魅力発信事業
- ・シニア向けのスマートフォンを中心とした IT 支援事業

などの事業を推進するとともに、フリースペース Eva Lab を前橋市内に開設し、若者の様々なニーズに対応する活動を行いながら、地域課題解決の企画立案と実践活動を展開しています。小高氏の「群馬県高校生会議」から「Next Generation」設立にいたる活動歴を概観すると、社会教育が若者の地

域課題への関心の芽吹きを育み、支援していくことの重要性が痛感されます。前橋市を拠点として活動する「Next Generation」の取組は、様々な「若者の力を活かす仕掛け」を備えた「前橋モデル」の象徴として、今後も注目していきたいものです。

4 前橋市高校生学習室と社会教育

前橋市は、JR 前橋駅北口の複合商業施設「アクエル前橋」に、学習スペース「前橋市高校生学習室」を設置することになりました。施設の維持管理や高校生の自主的な学びと自己成長を支援することを目的とした運營業務委託業者には、「Next Generation」が選定されたことを知り、この施設への期待は高まるばかりです。この学習スペースの設置にあたっては、前橋市高校生模擬議会における前橋市立前橋高等学校の生徒の要望に基づくといえます。この事実は、若者の意見が市政に活かされたに等しく、当の高校生らの市政や地域課題への意識が高まったはずであり、前橋市の社会教育上、喜ばしい限りです。前橋市議会令和2年9月定例会で、山本龍市長が、「子どもたちの集いの場所をつくり、駅自体のにぎやかさを生むよう今後も協議を進めたい」（令和2年9月9日『上毛新聞』）と述べたように、「子どもたちの集いの場所」から「めぶく」様々な可能性に注目していきたいと思います。

私たち社会教育に携わる者は、地域課題の解決に向けて活動する意欲と能力を備えた若者が存在することを認識し、若者が地域の活動を通して豊かな実りを収められるよう、具体的に支援する仕掛けを創出していかなければなりません。このスペースの運営にあたっては、若者の発想や創意工夫、建設的意見などを採用するとともに、若者の交流の場として育み、それが結果として地域課題の解決につながっていくことを期待したいと思います。

第Ⅱ章 高校生

現在、私たちの生活は世界中に広がる新型コロナ感染によって、いまだかつて例を見ないような大きな変化とその対応を余儀なくされています。そのため、人と人が学び合う社会教育活動や未来を担う児童生徒の学校教育も極めて厳しい状況にさらされています。

しかし、人々の学び合い高め合う活動は持続する社会の形成や心豊かな生活を創りあげる上で欠くことのできないことです。私たちは、近い将来には、必ずや安心・安全で平穏な生活に戻れることを願って前向きに生きていくことが大切であります。

本章では、これからの予測困難な時代の中、新しい時代(たとえば、Society5.0)を生き抜く高校生の学びに焦点を当て、社会教育と学校教育のかかわりについて、3年間の社会教育委員会議での研修や現地調査、研究論議から提言をいたします。

1 これからの教育の在り方を示した中央教育審議会の答申から

2016年12月の中央教育審議会の答申(幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について)では、将来の予測困難な時代に一人一人が未来の創り手になるためには、

- (1) 「何を理解しているか、何ができるかという、生きて働く知識・技能の習得」
- (2) 「知識・技能を活用して自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するための思考力・判断力・表現力の育成」
- (3) 「これからの時代に、社会・世界に関わり生きていくために必要な、主体性をもって多様な人々と協働して学び続ける態度の育成」

の必要性が示されました。

新学習指導要領は、こうした答申に示された内容を踏まえ、2017年3月に告示されました。

2 学習指導要領の改訂から

2020年度から小学校、中学校、高等学校と年次を経て全面実施される新学習指導要領では、新しい時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を目指し、次の3点を掲げています。

- (1) 学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養
- (2) 生きて働く知識・技能の習得
- (3) 未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成

3 「社会に開かれた教育課程」の実現

これからの変化の激しい社会に生きる児童生徒の教育を進める上で大切なことは「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手になるために必要な資質・能力を育む」ことです。そのためには、学校が社会との接点を持ちつつ、多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできる「開かれた環境づくり」は不可欠なことです。学校が地域や社会とのつながりを意識し、社会の中の学校であるためには、学校教育の中核となる教育課程も社会との繋がりを大切にした「社会に開かれた教育課程」の実現を図ることです。

こうした、教育の推進に当たっては、地域社会においても、今後の教育の方向を受け止め、学校教育との相互乗り入れを図る地域としての支援や社会教育活動との協働が大切な要素です。

4 各学校段階における「カリキュラム・マネジメント」の実現

学校における「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取組として、小中高校の各段階において、

- (1) 「新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科・科目などの新設や目標・内容の見直し」
- (2) 「主体的・対話的で深い学び(アクティブラーニング)の視点から学習課程の改善」

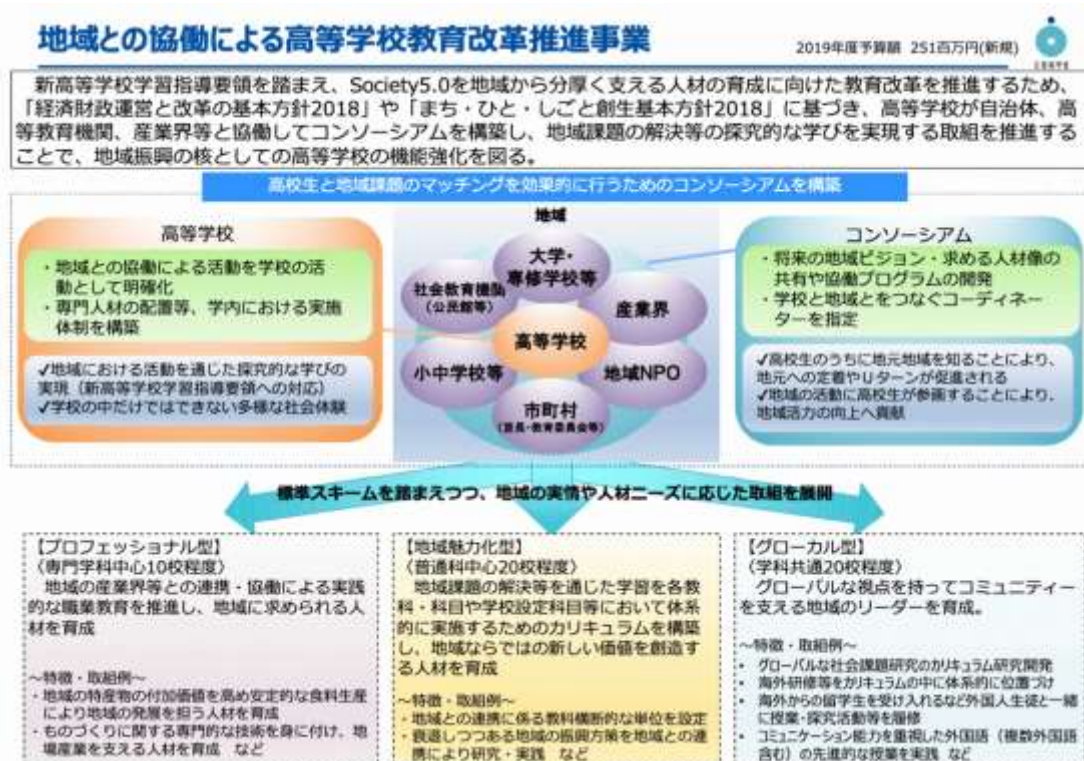
が求められています。

具体的には、「何を学ぶか」「どのように学ぶか」を指導計画としてまとめ、構造化を図るなど各学校としての組織的なカリキュラム・マネジメントが基本となります。

ここで大切にしておきたいことは、各学校がそれぞれの段階を卒業するまでに身に付けておくべき力は何かを明確にし、発達段階に応じた縦のつながりを見定めていくことです。

5 地域との協働による高等学校教育改革推進事業

新高等学校学習指導要領では「経済財政運営と改革の基本方針 2018」や「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界などと協働してコンソーシアムを構築し、地域課題解決などの「探究的な学び」を実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校機能強化を図ることが教育改革の一つとして示されています。



(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1407659.htm)

文部科学省においては、上記の「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」として研究指定校(2020年度51校、2021年度14校)を設け、実践的な研究の推進とその拡大を図っています。

この事業では、高等学校が地元の自治体や大学、企業、社会教育機関(公民館)、小中学校などと協働し、コンソーシアムを組んで地域課題等の解決を図る学習カリキュラムを構築し、地域ならではの価値を創造する人材の育成を図ることを目的としています。また、高等学校においても小中学校で取組まれているコミュニティスクール化が図られ、高等学校が単体として学校内に止まることなく地域と協働していきっていくことの必要性も求められています。

6 前橋市立前橋高等学校と群馬県立前橋高等学校の実践から

前橋市立前橋高等学校(以下「市立前橋高校」)においては、こうした高等学校教育改革の方向を踏まえるとともに、新学習指導要領に沿った「総合的な探究の時間」を積極的に実践し、大きな成果をあげています。2019年度には、文部科学省と経済産業省による第9回キャリア教育推進連携表彰の優秀賞を受賞しました。受賞内容は、市立前橋高校地域活性化プロジェクト「めぶく」の取組であり、具体的には、行政・地域・経済界などの協力を得ながら市内で活躍する人々へ取材や商店街でのインタビュー、企業での現場学習などにより、前橋市の活性化に向けた課題を考え、その解決の提案

を模擬市長選挙や市議会に出席し、意見発表をするなどの「探究学習」を通じ、地域活性化に取り組ました。

また、群馬県立前橋高等学校（以下「県立前橋高校」）では、文部科学省のSSH(スーパーサイエンスハイスクール)の指定(2019年度～2023年度)を受けて「イノベーションを創出するグローバル人材を育成する」ことを目指して、教育研究に取り組んでいます。

この教育研究の過程においても「探究学習」を取り入れ、2年生の文系の学習「科学探究Ⅰ・Ⅱ類」では、「前橋市の抱える課題解決を目指し、研究・考察する」をテーマに掲げ、市内の大学や前橋商工会議所、前橋市役所等からの情報提供や指導助言を得て進められています。最終的には、前橋市を「誇りを持って住み続けたいまち」にするためのアイデアをフィールドワークなどの社会調査も行なって研究・考察し、提言することとしています。また、県立前橋高校では、目指す人材の育成のためのカリキュラムマップの作成や探究学習の成果の可視化のためのループリックの設定もなされています。

7 社会教育委員会としての提言に向けて

「はじめに」で述べられているように、前橋市社会教育委員会においては、講演会や資料調査、聞き取り調査等により、高等学校、大学、NPOなどの様々な取組について学んできました。

そこで、こうした取組を踏まえ、社会教育委員会として、いくつかの提言をまとめました。

(1) 高等学校としての取組

① 外部機関との連携

総合的な探究の時間をより効果的に進めるには、地域の市長村部局や議会、教育委員会、商工会議所や企業、社会教育機関、非営利団体、地域にある大学等の高等教育機関との連携のための働きかけをする。

② 外部人材との協働体制の構築

総合的な探究の時間の推進にあたっては、教職員以外の人々との協働化できる組織体制づくりが必要である。例えば、保護者、同窓会の人、専門家等の外部の人々、地域連携の担当者、社会教育施設等の関係者、社会教育主事等の教育委員会関係者、市長村部局等の行政関係者、前橋まちづくり公社等の関係者などの協力を求めて、教職員と一体化した組織や活動システムづくりを進める。

③ 管理職のリーダーシップを基本とした教職員が一体となった組織づくり

探究学習を進めるにあたっては、担当職員に任せきりにならぬような教職員全員の共通理解と、それぞれの担当分野における協力体制づくりを行う。

④ 生徒と地域の人々との幅広い多様な交流活動の推進

生徒が地域の一員としての幅広い活動に参画することで学校と地域の互惠性が期待される。例えば、まちづくりや地域の活性化を図るイベントへの参加、地域の伝統的な行事や文化活動への参加、小中学校等の学習支援的なボランティア活動への参加、災害に備えた防災活動への参加、地域の公民館活動への参加など。

⑤ 他校との「探究学習」推進に関する情報の共有化

前橋市内には、普通科、専門学科、総合学科を含めて12の高等学校が存在する。専門学科では、群馬県が設置している産業教育審議会などの支援と協力を得て地域の企業や産業と結びついたインターンシップが行われてきている。しかしながら普通科においては、地域づくりの課題解決に向けたフィールドワークなどの高校生自身が地域に密着した形での学びは行われては来なかった。今後、「探究的な学習」の実践を先進的に進めてきた学校の事例をもとに、各校の特色や地域との結びつきを活かした組織的な情報交換や職員研修などが必要である。

(2) 地域社会の高校教育改革との協働体制の推進

① 高校教育改革への理解と啓発

新学習指導要領の完全実施に伴い、高校教育の教科内容や学習指導の在り方が大きく変わりつつあり、このことに対する地域社会の理解が不可欠である。そのためには、高校との連携を図りながら、社会教育関係職員を中心とした教育委員会の働きかけが必要である。具体的には、地域や社会教育関係者への理解と推進に関わる研修や文書、情報機能を生かした取組が大切であり、社会教育委員会としての活動も必要である。

② 高校との協働的な活動推進を図るための支援体制の整備

高校生が地域での調査や取材活動に出向く場合、該当の市町村の職員や企業の方々などとの事前の打ち合わせが不可欠となる。探究学習の実践校への聞き取り調査では、案内窓口が明確になっていなかったり、職員の対応に温度差があったりして苦慮している状況があることが分かった。今はまだ、試行的な状況でもあり、高校側の依頼も工夫の余地があるとのことであるが、先進的な取組をしている高校側の効果的な進め方などを生かした円滑な連携と協力が必要である。受け入れ側にとっては、新たな高校教育の取組内容を理解しながら、窓口を互いに明確にするなど、効率的な進め方を検討していく必要がある。

③ 地域社会と高校生の学びの成果の共有化

「探究的な学習」では、高校生自身が実社会や実生活と関わりながら自己の在り方・生き方を考え、よりよく課題を発見し、解決していくことが大切である。そのため市町村部局や議会、企業、商店街、社会教育機関等との関わりとそこで働く人々との交流が欠かせないものになっている。こうした中、学びの受け手になる地域社会の人々も高校生と一緒に地域課題の解決や改善に向けたアイデアや方策を考えることが大切であり、両者にとって学びの意義と価値が見いだせるものでありたい。高校生にとっては、自己有用感に通じ、地域社会の人々にとってもやりがいにつながりやすいような交流を工夫していきたい。

④ アクエル前橋に設置される学習スペースの有効活用への期待

市立前橋高校は、地域活性化プロジェクト「めぶく」の取組の中で、模擬議会や模擬市長選挙を市長部局や議会、選挙管理委員会、大学生などの協力を得て実施した。こうした取組は、18歳で選挙の投票権を得る高校生の主権者教育の実践的な場となり大きな成果を上げてきた。また、この学習における高校生の意見発表などがもととなり、2021年5月に前橋駅前のアクエル前橋内に高校生の利用を中心とした「前橋市高校生学習室」が設置されることとなった。

この学習スペースの運営と活用については、単なる前橋駅前の時間待ち学習スペースに止めず、高校生や大学生として、人としてのキャリアを磨くための交流の場、若者としての情報を幅広く発信したり受け入れたりする場としての機能を持たせていきたい。そのためには、管理的な運営だけではなく、若い世代のアイデアや自主性を重んじながらの運営体制づくりを大切にしていきたい。さらに、まちづくりの課題に対する講話やレクチャー、若い世代の要望を取り入れた定期的な情報提供などの機会を設けるなど関係機関との連携を密にしながら多様な活用を工夫していきたい。

第Ⅲ章 公民館

1 「平成 30 年度・令和元年度 前橋市公民館運営審議会答申書」

平成 30 年度・令和元年度において、前橋市公民館運営審議会は、前橋市中央公民館長から「市民の学習ニーズや地域的課題に対応した公民館事業と学んだ成果を地域に還元できる仕組みづくり」についての諮問を受け、「平成 30 年度・令和元年度 前橋市公民館運営審議会答申書」【以下、「前橋公運審答申」】を作成しました。

その中から、いくつかの点を抜き出します。

(1) 多様な団体・組織等との連携による事業展開

- ・公民館が、地域内にある企業、商店、病院等と連携し、その専門知識や豊富な経験を広く市民に伝える機会を設けること

(2) 学校との連携

- ・すでに市内で実施されているが、地域の高校、大学との継続的な事業は公民館に新しい風を起こす鍵と考えられる。
- ・講師が学習者に指導するのはもちろんであるが、社会教育の考え方からすれば、講師も同時に学習を行うのであり、講師と公民館は二人三脚で、課題選定から振り返りまでを行うのが良い。
- ・特に講師が生徒・学生の場合は事業前後で、生徒・学生自身にどのような変化があったかなど振り返りが重要であり、公民館はそのきっかけを示すことが求められる。
- ・生徒・学生が公民館でボランティアや無償の講師などの活動を行った場合は、それを公民館が証明することで、生徒・学生の安心につながる。
- ・学校教育と社会教育の枠を超えた連携が求められているが、一方が他方の肩代わりをするような連携ではなく、それぞれの役割を踏まえた連携となるよう留意が必要である。

(3) 多様な団体・組織等との連携による学習成果の還元

- ・小学校・中学校と連携して、「学び」の成果を児童生徒に伝えることを通じて地域還元を行なっているケースもある。

(4) 学習成果還元の事業例

- ・学校での学習に加えて補習的な学習が必要だが、様々な理由でその機会を得られていない児童生徒を対象とする補習的勉強会を公民館で実施することも考えられる。その際、中学生や高校生、大学生、退職教員などが、それまでの学校での学習や職業経験を活かして児童生徒の学習に寄り添うことが考えられる。

このように、「前橋公運審答申」では公民館と多様な団体・組織等との連携についての考え方が示され、特に学校との連携について語られています。このような諸点を踏まえ、今回の社会教育委員会議の提言をいたします。

2 「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」と社会教育

すでに第 2 章で述べられているように、文部科学省は、「平成 30 年 3 月に公示された新しい高等学校学習指導要領を踏まえ、「高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等との協働によりコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組」として、地域との協働による高等学校教育改革推進事業を推進しています。

これにより、高等学校側は、「地域における活動を通じた探究的な学びの実現（新高等学校学習指導要領への対応）」、「学校の中だけではできない多様な社会体験」が得られ、地域の諸団体など（コンソーシアム側）は、「高校生のうちに地元地域を知ることにより、地元への定着や U ターンが促進される」、「地域の活動に高校生が参画することにより、地域活力の向上へ貢献」を得ることができる」とされています。いわば、高等学校と地域の「互惠的関係」が期待されています。

この「地域と高等学校の協働」を、高等学校改革推進の視点ではなく、社会教育の視点で捉え直す

とどのようなことが考えられるでしょうか。

教育基本法は、生涯学習の理念として、以下を示しています。

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

また、社会教育法は、社会教育の定義として、以下を示しています。

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

これらから考えると、地域に出て来た高校生と地域の人が交流する機会（交流の具体的な形はさまざまですが）は、「教える／学ぶ」、「学習機会を提供する／学習機会を享受する」、といった両者が固定的な役割を果たす機会ではなく、両者の「学び」の機会と捉えられます。

このように高等学校の「地域との協働」は、昨今の新しい事業として推進されているものの、「生涯学習の理念」や「社会教育の定義」という社会教育の基本に沿ったものであることがわかります。

先に示した「前橋公運審答申」でも、多様な団体・組織等との連携、特に学校との連携を示していました。その中で「講師が学習者に指導するのはもちろんであるが、社会教育の考え方からすれば、講師も同時に学習を行うのであり、講師と公民館は二人三脚で、課題選定から振り返りまでを行うのが良い。」とされ、地域に出て来た高校生が「講師」となる場合、講師である高校生もまた「学ぶ」ことが示されています。

さらに「前橋公運審答申」では、「課題選定から振り返りまでを行うのが良い」「特に講師が生徒・学生の場合は事業前後で、生徒・学生自身にどのような変化があったかなど振り返りが重要であり、公民館はそのきっかけを示すことが求められる」としています。

これを高校生に置き換えると、地域に出て来た高校生に「振り返り」や評価（自己評価を含む）の機会を提供することが、社会教育に求められていると言えます。また「答申書」では、「生徒・学生が公民館でボランティアや無償の講師などの活動を行った場合は、それを公民館が証明することで、生徒・学生の安心につながる。」としており、この「証明」も一種の評価として考えることができます。

3 公民館への期待

学校の「地域との協働」が推進される中、社会教育の最前線に立つ公民館にはどのようなことが期待されるでしょうか。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」（平成30年12月21日 中央教育審議会）【以下、「平成30年中教審答申」】の中に次の文があります（3ページ）。

社会教育は、そこでの学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者と学び合い認め合うことで相互のつながりを形成していくものであることがその特徴といえる。特に、他者との交流を通じて、新たな気付きや学びや活動への動機付けが更に進み、より主体的な学びや活動へとつながっていくことも社会教育の強みと考えられ、戦後の社会教育はこのような強みを生かしながら、学び合い支え合う地域づくりに貢献してきた。

「他者と学び合い認め合う」「他者との交流」などは、この章で述べてきた地域に出て来た高校生とそれを受け入れる地域の人々にとっても言えることでしょう。

これに続けて、「平成30年中教審答申」では次のように述べています（7ページ）。

社会教育においては、扱う学習の内容や形態は極めて多様である。だからこそ、地域における様々な学習機会について、全体を俯瞰的にとらえ、関係者間をつないだり、必要な学習の場について調整を行ったりする役割が重要である。

この「役割」をいわゆるコーディネーターの役割として考えてみます。

学校教育の枠組みで言えば、「社会に開かれた教育課程」「コミュニティスクール」と「地域学校協働活動」の文脈から「地域学校協働活動推進員」がコーディネーターとして位置付けられています（例えば、文部科学省「学校と地域でつくる学びの未来」<https://manabi-mirai.mext.go.jp/index.html>）。

この根拠として、平成 29 年 3 月の社会教育法の改正により、第 5 条には「地域学校協働活動」が、第 9 条の 7 には「地域学校協働活動推進員」が、それぞれ明示されました。地域学校協働活動推進員は、「地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。」とされ、教育委員会は「地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする」とされています。

このように「地域学校協働活動推進員」は、学校教育と社会教育の両方の枠組みにおいて、コーディネーターとしての役割が期待されています。

令和 2 年 9 月中央教育審議会生涯学習分科会の「第 10 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」【以下、「令和 2 年中教審生涯学習分科会」】でも述べられているように（17 ページ）、従来から、社会教育の枠組みで言えば、コーディネーターの役割は社会教育主事に期待されて来ましたが、この「平成 30 年中教審答申」では「社会教育士」に触れています（7-8 ページ）。

あわせて、2020 年度からは、社会教育主事となるための講習修了者等が「社会教育士」と称することができるとなっており、社会教育士の持つコーディネート能力やファシリテート能力等の専門性は、今後、官民を問わず多くの分野で重要と考えられ、国においては講習等を受講しやすい環境の整備を図るとともに、積極的な広報等を通じ、社会の幅広い分野での社会教育士の活躍を後押しすることが求められています。

また、「令和 2 年中教審生涯学習分科会」においても、「社会教育士」への期待が述べられています（17 ページ）。

他方、文部科学省は、教育委員会が委嘱していないが、地域学校協働活動推進員と同等の役割を果たす者として、「地域コーディネーター」を位置付けています（たとえば、文部科学省地域学校協働活動推進室資料「地域と学校の連携・協働の推進について」）。

このように、「地域学校協働活動推進員」のような委嘱を受けていない人や社会教育主事や社会教育士のような大学での単位取得や研修を経していない人であっても、地域の事情に詳しく、学校や地域の組織・団体や地域で活発な活動をしている人に精通している人にコーディネーターの役割をお願いすることも考えられます。

具体的な高等学校の「地域との協働」の意図・目的は、高等学校によって様々であることが考えられます。また、高等学校が偏在している前橋市の状況を考えると、近くに高等学校が立地しているかも地域によって異なります。前橋市域は広く、市街地、住宅地、農村・山村など受け入れる地域の状況もまた多様です。「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」に示されているように、高等学校が協働を希望する組織・団体も広範・多様になることが考えられます。さらに、高等学校側の地域と協働する意図・目的と地域のニーズが合致するとは限りません。このようなことから、高等学校の「地域との協働」については一律・画一の対応は困難であり、やはり地域の状況に応じたコーディネートは重要であると言えるでしょう。

従来から地域に密着した事業を展開し、地域の「学び」をコーディネートし、地域を熟知する公民館に、高等学校と地域の諸組織・団体について「全体を俯瞰的にとらえ、関係者間をつないだり、必要な学習の場について調整を行ったりする役割」（「平成 30 年中教審答申」）が期待され、具体的なコーディネーターの探索も求められるでしょう。

4 基本を押さえ、新しい動向を踏まえた公民館

先に社会教育の定義を見たように、社会教育とは組織的な教育活動とされています。「組織的」をどのようにとらえるかについてはいろいろな考え方ができると思われます。

この章では、学校（特に高等学校）と地域の諸組織・団体が公民館を核の一つとして調整・統合される中で、「組織的」に「学び」の実践が行われることを考えて来ました。

また、地域に出て来た高校生とそれを受け入れる地域の人たちの両方に「学び」があるとも考えました。「学び」がある以上、何を学ぶのか、どうやって学ぶのか、どうやって支えるのかなどがきちんと自覚され、練られていることが求められます。このようなことを「組織的」と考えることもできるでしょう。この章では、この意味での「組織的」の中に「評価」（自己評価を含む）や学習の「証明」を含めることを提起しました。

さらに、従来から地域の「学び」をコーディネートしてきた公民館には、高等学校の「地域との協働」においてもそのコーディネートが期待されることも示しました。

社会教育法に「地域学校協働活動推進員」が明示されるなどの新しい動向を踏まえ、同時に、「生涯学習の理念」や「社会教育の定義」の基本を押さえつつ、「高等学校と地域の協働」を推進するための存在意義を公民館に見ていく必要があるでしょう。

おわりに

1 社会教育の前橋モデル構築に向けて

「はじめに」において、これまでの提言とそれを踏まえての社会教育の展開は、前橋市がめざすべき社会教育のモデル、いわば「前橋モデル」の模索のプロセスであり、本提言もその延長線上に位置するものであると述べました。誰一人取り残すことなく、全ての世代の市民が学びと協働を通してつながり合い、地域にその学びを還元することをめざす、この「前橋モデル」にとって、まだ十分に議論がなされていなかったのが、「若者」世代の社会教育でした。それは、既に見たように、社会教育が学校の教育課程として行われる教育活動を除く教育活動であるという定義に起因しており、社会教育は学校に通う世代との向き合いを苦手としてきたのかもしれませんが、しかし、社会教育か学校教育かという区分は、場の区分であり、人を分けるものではありません。繰り返しになりますが、全ての世代の市民が学び育つことをめざす「前橋モデル」の構築を視野にいれ、本提言では、「若者」にこだわってみました。

では、若者たちは社会の中で学んでいないのでしょうか。そんなことはありません。既に見たように、若者自身が学びを生み出し、互いに学び合ったり、学びの機会を提供したりしていますし、高等学校では社会に開かれた教育課程と総合的な探究の時間の導入に伴って高校生が社会の中で、社会と共に学び始めています。これに対して、社会教育（行政）は何をなすべきかを考えることが大切です。本提言では、若者の力を活かす仕掛け、新しい学びへの理解や啓発、若者の学びの支援体制の整備、学びの成果の共有化が必要であると述べています。さらに、社会教育の拠点である公民館には、若者と地域を学びで繋ぐコーディネート機能がより一層求められること、さらに、地域に出て学ぶ若者や高校生と受け入れる地域の人たちの両方に学びがあることを踏まえると、評価や成果の可視化などを含む学びの組織化の役割が求められることも述べました。

前橋市の社会教育は、若者や高校生が地域での学びを芽吹かせ始めた今を好機と捉え、これまで社会教育の中で見過ごされがちだった若者世代にしっかりと向き合いながら、全ての世代が互いに学び育つことをめざす「前橋モデル」の構築に向けて、歩みを進めていくべきであることを提言します。

2 これからの社会教育の視点～まじりあい学び～

本提言では「若者」に焦点を当ててきました。そこから見えてきたのは、学びのまじりあいです。学校教育と社会教育という境界は互いに染みだしてシームレスになりつつあります。上の世代が下の世代を教えるという関係性は地域の中では固定的に成立するものではなく、その逆もあるし、同世代同士で学び合うこともあるという意味で、世代間のまじりあいも生まれています。また、教える側がその行為によって学ぶということも生じており、「教える」と「教わる」の関係もまじりあいながら、互いに学びとなっていることなどが見えてきたのです。

つまり、これからの社会教育は「まじりあい」という感性を伴って、既存の枠組みから染み出しながら、あるいはその枠組みにとらわれることなく、取組まれていく必要があるのだらうと思います。この観点から、視野をもう少し広げてみると、本提言では十分には触れられなかったまじりあいの軸も見えてきます。

例えば、リアルとバーチャルのまじりあいです。この境目も不可視化され始めています。学校においては、GIGA スクール構想の推進に伴い、一人一台の ICT 環境が整いました。また、新型コロナウイルスの感染拡大に端を発して前橋市内の各公民館においても、オンラインコンテンツの充実が図られてきました。オンラインの最大の利点は、空間や時間という障壁を乗り越えることができる点にあります。これまで、平日の日中などの講座に参加することができなかった世代が、各自の都合に合わせてオンラインで受講できるかもしれません。これまで、健康等様々な理由で公民館に足を運ぶことができなかった人が、自宅に居ながら講座に参加できるかもしれません。家庭教育学級に参加してもらいたいけれど、なかなか出てきてもらえなかった親たちにも、何らかの学びをとどけることができる

かもしれません。もちろん、講座のコンテンツや講師の幅も広がることでしょう。一方、全てがオンラインになると、その公民館が、その学校が、その地に在る意義が消失してしまいます。あるいは、公民館や学校という施設それ自体も必要なくなるかもしれません。しかし、その地に公民館や学校が建てられたのには意味があるはずなのです。これからのリアルな学びでは、そこでしか学べないこと、そこに行かなければ体験できないことの追求が求められるでしょう。リアルとバーチャルのそれぞれの良さがまじわる学びが志向されなければいけません。

また、社会の在り方のキーワードとして、ダイバーシティやインクルージョンが取り上げられることが多くなりました。社会がめざすものとして SDGs が掲げられ「誰も取り残さない」ことがうたわれるようにもなりました。当然ながら、社会とともにある社会教育においても、これらのことは看過できないトレンドとして確認しておかなければいけないでしょう。今、前橋市には多様な国籍を持った人々が増えています。それは今後、高度デジタル人材等の招聘がなされることで加速していくこととなります。さらに前橋市のまちづくりの結果として新産業が芽吹いたり、域外からのクリエイティブ人材の流入等も期待されたり、さらにはスローシティ施策による移住者の増加も期待されたりしています。また、LGBTQ の当事者団体がまちなかに交流のための居場所づくりを始めました。このまちには、様々なバックグラウンドを持った人々のまじりあい生まれつつあるのです。ダイバーシティを受容することの重要性を共有したその先には、インクルージョンへとつながる社会の在り方が見えてきます。社会教育は、まじりあいの中で特別な存在を浮き立たせるのではない社会づくりを視野に入れて取組まれていくこととなるでしょう。

3 個別最適な学習者本位の学育のまちへ

教育の世界で今注目されているのは、個別最適学習や学習者本位の学びという概念です。一斉に同じことを学ぶ高度成長期的なあり方から、個々の状況に応じた学びが求められるようになりました。また、教育の提供者目線での「何を教えるか」という発想から、学習者本位の「何ができるようになったか」という観点への転換が起きつつあります。この観点においては、その学びの目標に向かう道筋はそれぞれであり、どこで学ぶか、誰に教わるかということよりも、結果として各自がどう変容したかが重要になります。学校歴から学習歴へ、教育から学育へというトレンドの推移に私たちも目を向けていく必要があるでしょう。そして、この学習者本位という観点は、上述の学びのまじりあいにおいて、唯一よって立つことのできる指針になるのではないのでしょうか。

ここで述べられた、これからの社会教育に求められる視点は、既に前橋市社会教育委員会議による平成 28 年度の提言において述べられた、「形式から成果への転換」「学びの越境化・協働化」「学びの可視化と活用」とつながるものでもあります。その意味において、社会教育に関わる事象の表層は社会の変化と共に変化すれども、社会教育の本質そのものは変わらずにあるのかもしれません。

卷末資料

平成 29 年度～令和 2 年度 前橋市社会教育委員会 会議日程

I 平成 29 年度

1 第 1 回社会教育委員会

日時：平成 29 年 7 月 19 日（水）午前 10 時 ～ 正午

参加者：社会教育委員 11 名

内容：委嘱式

教育振興基本計画・平成 29 年度教育行政方針について

平成 29 年度重点事業について

社会教育委員会会議の提言について

平成 29 年度の社会教育委員会会議の取組について

2 第 2 回社会教育委員会

日時：平成 29 年 10 月 11 日（水）午前 9 時 ～ 午前 11 時

参加者：社会教育委員 11 名

内容：公民館における取組の状況について

今後の社会教育委員の取組について

3 第 3 回社会教育委員会

日時：平成 30 年 1 月 12 日（金）午後 1 時 ～ 午後 3 時

参加者：社会教育委員 10 名

内容：各コミュニティセンターにおける取組について

第一コミュニティセンターに対する期待等について

各公民館・コミュニティセンターの今年度の取組の評価について

4 第 4 回社会教育委員会

日時：平成 30 年 3 月 20 日（火）午前 9 時 30 分 ～ 午前 11 時 20 分

参加者：社会教育委員 9 名

内容：コミュニティセンターにおける今年度の取組に対する評価について

公民館における今年度の取組に対する評価について

次年度の社会教育委員会会議の取組の方向性について

II 平成 30 年度

1 第 1 回社会教育委員会

日時：平成 30 年 7 月 12 日（木）午後 3 時 30 分 ～ 午後 5 時 30 分

参加者：社会教育委員 11 名

内容：コミュニティセンターにおける取組の充実について

高校生等の学生の人的資源としての活用・支援の在り方について

2 第 2 回社会教育委員会

日時：平成 30 年 10 月 9 日（火）午前 10 時 ～ 正午

参加者：社会教育委員 10 名

内容：高校生等の学生の人的資源としての活用・支援の在り方について

3 第3回社会教育委員会議

日時：平成30年12月27日（木）午後2時 ～ 午後4時

参加者：社会教育委員 11名

内容：児童文化センターにおける学生ボランティアの活動状況について
学生の事業等への関わりの在り方について

4 第4回社会教育委員会議

日時：平成31年3月15日（金）午前9時30分 ～ 午前11時30分

参加者：社会教育委員 9名

内容：コミュニティセンターにおける今年度の取組について
学生の事業等への関わりの在り方に関する方策の方向性について

Ⅲ 平成31年度（令和元年度）

1 第1回社会教育委員会議

日時：令和元年7月16日（火）午前9時30分 ～ 午前11時30分

参加者：社会教育委員 10名

内容：委嘱式

教育振興基本計画・令和元年度教育行政方針について

令和元年度重点事業について

これまでの社会教育委員会議の取組について

令和元年度の社会教育委員会議の取組について

2 第2回社会教育委員会議

日時：令和元年10月31日（木）午後3時 ～ 午後4時50分

参加者：社会教育委員 8名

内容：学生・生徒の事業等への関わりの在り方に関する他地域の取組事例について

3 第3回社会教育委員会議

日時：令和2年1月16日（木）午前9時30分 ～ 午前11時30分

参加者：社会教育委員 8名

内容：県内高校で始動した「探究」と地域連携について
市立前橋高等学校社会教育実践報告

4 第4回社会教育委員会議

日時：令和2年3月16日（月）

※新型コロナウイルス感染拡大のため中止

Ⅳ 令和2年度

1 第1回社会教育委員会議

日時：令和2年7月20日（月）午前10時 ～ 正午

参加者：社会教育委員 9名

内容：提言書作成の基本方針について

2 第2回社会教育委員会議

日時：令和2年9月28日（月）午前10時 ～ 正午

参加者：社会教育委員 6名

内容：提言書の作成に向けて

3 第1回提言書執筆委員会議

日時：令和2年10月26日（月）午前10時 ～ 正午

参加者：社会教育委員（提言書執筆委員） 4名

内容：提言書執筆原稿に関する協議

4 第3回社会教育委員会議

日時：令和2年11月30日（月）午前10時 ～ 正午

参加者：社会教育委員 10名

内容：提言書作成に向けて

5 第2回提言書執筆委員会議

日時：令和3年1月18日（月）午後2時 ～ 午後4時

参加者：社会教育委員（提言書執筆委員） 4名

内容：提言書執筆原稿に関する協議

6 第4回社会教育委員会議

※2月上旬に予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

7 第3回提言書執筆委員会議

日時：令和3年3月22日（月）午前9時 ～ 午前11時

参加者：社会教育委員（提言書執筆委員） 4名

内容：提言書執筆原稿に関する協議

8 第4回提言書執筆委員会議

日時：令和3年4月26日（月）午後1時 ～ 午後2時30分

参加者：社会教育委員（提言書執筆委員） 4名

内容：提言書執筆原稿に関する協議

平成 29 年度・30 年度 前橋市社会教育委員会 委員名簿

No.	氏 名	団 体 名 ・ 役 職	備 考
1	安 保 博 史	群馬県立女子大学 文学部教授	学識経験
2	大 森 昭 生	共愛学園前橋国際大学 学長	学識経験
3	森 谷 健	群馬大学社会情報学部 教授	学識経験
4	高 橋 宏 明	群馬県生涯学習センター 前館長	学識経験
5	川 原 由 美 子	前橋市小中学校校長会（H29 年度）	学校教育
	三 好 玲 子	前橋市小中学校校長会（H30 年度）	学校教育
6	太 田 ひ と み	前橋市 P T A 連合会 前母親委員長	家庭教育
7	清 水 和 夫	前橋市文化協会 会長	社会教育
8	石 川 京 子	特定非営利活動法人リンケージ 理事長	社会教育
9	酒 井 一 雄	前橋市体育協会 副会長	社会教育
10	荒 井 佑 介	公益社団法人前橋青年会議所副理事長（H29 年度）	社会教育
	布 川 佳 朋	公益社団法人前橋青年会議所副理事長（H30 年度）	社会教育
11	荻 野 千 檜	公募委員	公 募
12	黛 若 葉	公募委員	公 募

令和元年度・令和 2 年度 前橋市社会教育委員会 委員名簿

No.	氏 名	団 体 名 ・ 役 職	備 考
1	安 保 博 史	群馬県立女子大学 文学部教授	学識経験
2	大 森 昭 生	共愛学園前橋国際大学 学長	学識経験
3	森 谷 健	群馬大学社会情報学部 教授	学識経験
4	高 橋 宏 明	群馬県生涯学習センター 前館長	学識経験
5	三 好 玲 子	前橋市小中学校校長会	学校教育
6	田 中 延 江	前橋市 P T A 連合会 前母親委員長	家庭教育
7	清 水 和 夫	前橋市文化協会 会長	社会教育
8	星 野 公 洋	公益社団法人前橋青年会議所 副理事長	社会教育
9	ラウラ・ディ・クローチェ	前橋市国際交流協会 専門員	社会教育
10	石 関 映 利	群馬大学専攻科 学生（令和元年度）	社会教育
	荻 原 遥	群馬大学共同教育学部 学生（令和 2 年度）	社会教育
11	三 上 隆 志	公募委員	公 募
12	剣 持 汐 里	公募委員	公 募

提言書執筆委員

No.	氏 名	担 当
1	安 保 博 史	・はじめに ・第Ⅰ章 若者
2	清 水 和 夫	・第Ⅱ章 高校生
3	森 谷 健	・第Ⅲ章 公民館
4	大 森 昭 生	・おわりに